

監査公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年5月14日

彦根市監査委員 内堀 喜代治
彦根市監査委員 渡辺 史郎

定期監査結果

1 監査の期日および対象

平成26年4月中に次のとおり実施した。

実地監査

監査期日	監査対象
4月15日	教育総務課 人権教育課 生涯学習課
4月17日	保健体育課 文化振興室・市民会館
4月21日	学校教育課 文化財課・市史編さん室・彦根城管理事務所・開国記念館

書類監査

監査期日	監査対象
4月10日	教育研究所 少年センター 図書館・視聴覚ライブラリー 市民体育センター

2 監査の方法

各所属とも、平成25年度(平成26年2月末日現在)における財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理について、対象所属から監査資料の提出を求めるとともに、関係職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

3 監査執行上の除斥

教育総務課の監査において、内堀喜代治代表監査委員は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の 2 の規定により、本件監査から除斥された。

4 監査の結果

教育総務課における施設等の修繕については、やむを得ず 1 者による随意契約を行う場合もあると思われるが、その理由を単に「緊急性」や「現場熟知」とせず、伺い書には具体的な理由を記載されたい。

生涯学習課、保健体育課および学校教育課における未収金については、解消に向け努力されているが、引き続き未収金の縮減に努められたい。また、分納誓約をしているものについては、確実に履行されるよう管理されたい。特に、学校給食費の未納については、分割で支払いがなされているにもかかわらず、不納欠損処分をしている例があったので、各学校に対し、未収金の事務処理について指導を徹底されたい。

生涯学習課および保健体育課における資金前渡金については、精算時期を逸したものがあつたので、彦根市財務規則に基づき速やかに精算をされたい。

各所属ともその他の事務事業の執行状況は、おおむね適正に処理されていると認められた。今後とも事務処理には十分配慮され、適正かつ効率的な事務事業の執行に努められたい。なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。